

令和6年度とっとり被害者支援センター事業計画

項 目	内 容	備 考
事業活動	<p>鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターの設置（令和6年4月1日）に伴い、同所に移転するとともに、鳥取県、県警察、関係機関団体等と緊密な連携及び協力体制を強化しつつ、被害者・遺族等に寄り添った支援を実現するため、諸活動を推進する。</p> <p>【電話・面接相談】</p> <p>○ 電話相談 事件・事故の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）からの電話相談を行う。<small>おはなし</small> ※ 専用電話 0120-43-0874 ・ 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時（祝祭日、年末年始を除く。） ・ 鳥取県から委託を受けた被害者総合相談の受理（対応）を行う。 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝祭日、年末年始を除く。）</p> <p>○ 面接相談 上記の鳥取県から新たに委託を受けた相談を含め、面接相談を希望し又は電話相談の結果、面接相談が必要と認められる被害者等に対して、支援センター又は西部相談所等において面接相談を行う。 ・ 支援センター（県庁第2庁舎） 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時（祝祭日、年末年始を除く。） ・ 西部相談所（米子コンベンションセンター） 毎週月曜日・火曜日・木曜日・金曜日の4回 午前10時～午後4時（祝祭日、年末年始を除く。）</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>
	<p>○ カウンセリング及び医療的措置の支援 カウンセリング及び医療的措置が必要とされる被害者等のために、専門家（精神科等の医師、臨床心理士等）の紹介を行う。</p>	<p>必要に応じて</p>
	<p>○ 法的救済支援 法的救済が必要であり、法律専門家による相談が必要と認められる被害者等に対して、協力弁護士や法テラスの紹介を行う。</p>	<p>必要に応じて</p>
	<p>○ 犯罪被害者等給付金の申請補助 遺族給付金及び重傷病給付金、障害給付金申請の補助及びこれに付随する活動を行う。</p>	<p>必要に応じて</p>
	<p>○ 役務の提供等 被害者等の要望に応じて病院、警察署、検察庁、裁判所等への付添いなどの直接的支援を行う。</p>	<p>必要に応じて</p>

<p>○ 被害者緊急支援金支給事業の利用 被害者等が事件・事故に起因して経済的な負担を強いられる実情を踏まえ、犯罪被害者支援の全国組織「全国犯罪被害者支援ネットワーク」が緊急的に支援金を支給する事業の利用手続等を行う。</p>	必要に応じて
<p>○ 物品の供与又は貸与 被害者等の要望及び必要に応じて、防犯ブザー、催涙スプレー、着替え用衣服等を供与又は貸与する。</p>	必要に応じて
<p>【自助グループに対する支援】</p> <p>○ 被害者等の自助グループ「なごみの会」の活動への助言及び集会場所の提供等を行う。</p> <p>○ 「なごみの会」が主催する「いのちのパネル展」の設置準備等の支援を行う。</p>	毎月1回程度 随時
<p>【広報啓発活動】</p> <p>○ 多くの県民に被害者等の現状と被害者支援の必要性を訴えるため、被害者支援フォーラム等を開催する。 ・被害者支援を考える講演会 ・鳥取県被害者支援フォーラム ・被害者支援を考える公開講座</p> <p>○ 広報啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、会合等あらゆる機会を利用して配布する。</p> <p>○ 機関紙「センターだより」の発行（年2回）やHPを利用して、支援センターの活動状況等を紹介する。</p> <p>○ 内閣府が主唱する「犯罪被害者週間（11/25～12/1）」のキャンペーンに併せて街頭広報活動を行う。</p> <p>○ 被害者支援募金箱の設置拡充への協力を呼び掛ける。</p> <p>○ 寄付型自動販売機、寄付型商品の拡充への協力を呼び掛ける。</p> <p>○ 各機関・団体が行う人権学習会等の講演依頼に積極的に対応し、被害者等の現状や支援の必要性を県民に訴える。</p> <p>○ 「命の大切さを学ぶ教室」の開催 被害者等が講師となって中・高校生に直接その思いを語り掛けることによって、社会全体で被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの気運を醸成することを目的として、県内の中学・高校で開催する。</p> <p>○ より多くの被害者及びその家族又は遺族ほか広く県民の皆様に、当センターの存在や活動内容を周知し、当センターへアプローチが容易にできるようにするため、ホームページ、動画配信サイト等を利用した広報活動を行う。</p>	7月31日 11月27日(予定) 未定 随時 随時 随時 随時 随時 12校予定 随時

	<p>【支援活動員（被害者支援ボランティア）の養成、研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者支援ボランティアを募集し、被害者等に対して適切な支援活動ができるよう必要な知識、技術を習得するための養成講座を行う。（全5回） ○ 活動中の支援活動員に対し、計画的に継続研修を行う。 ○ 「全国被害者支援ネットワーク」が主催する研修会、フォーラム等に支援活動員も含めて積極的に参加しスキルアップを図るとともに、全国の被害者支援団体との連携を図る。 ○ 継続研修受講者のスキルアップを図るため、県内外の研修へ積極的に参加する。 	<p>5月～7月</p> <p>2か月に1回程度 全国：10月上旬 中四国：年2回</p> <p>随時</p>
	<p>【関係機関・団体等との連携による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者支援関係機関との情報交換を行い、一層の連携強化を図る。 ○ 県民に最も身近な市町村による被害者支援を全ての県民に対して切れ目なく行うことができるようにするため、全ての市町村における条例制定に向け、県・県警察と連携した活動を行う。 ○ 被害者等の様々なニーズに的確に対応するため、人権、医療、福祉、法律等の専門機関等と緊密な連携を図る。 	<p>随時</p> <p>随時</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政支援基盤強化の活動推進 <ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員の募集 ・寄付型自動販売機・寄付型商品・募金箱の拡充 ・ホンデリング ・幸せの黄色いレシートキャンペーン（イオン鳥取北店） ・つかいみちを選べる募金助成事業 ○ 支援車両の効果的な活用 	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>毎月11日 1月～3月</p> <p>随時</p>

令和6年度鳥取県性暴力被害者支援事業計画

1 事業

事業名	時期	事業概要
1 直接的支援事業	年間を通して (関係機関・団体と連携して支援)	<p>(1) 相談・支援窓口の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者及びその家族又は関係者等を対象とした相談を行う。 ・県内東中西部の各支援窓口を運営し、ニーズに応じた情報提供及び関係機関等と連携して必要な支援へつなぐコーディネートを行う。 <p>(2) 関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の事務局職員が中心となり、医療機関をはじめとした関係機関との連携強化を図る。 <p>(3) 電話・面接相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者及びその家族又は関係者等からの電話相談及び問合せ対応を行う。 ・夜間休日については国が設置するコールセンターを活用し、24時間365日の相談受付体制とする。 ・面接相談を希望される被害者等に対して各地域の相談室等において面接相談を行う。 <p>(4) 直接的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者等へ医療的支援（産婦人科、外科、泌尿器科、歯科口腔外科、耳鼻咽喉科等、精神科等）、カウンセリング及び法的支援並びに付添支援等を行う。夜間休日の緊急対応については、国のコールセンターから連絡を受けた各地域の事務局職員が中心となり支援を行う。
2 支援員等研修事業	年間を通して	<p>(1) 支援活動カンファレンス、支援員研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援状況を共有、共通理解し、より充実した支援活動を行うために2か月に1回程度支援活動カンファレンスを行う。 ・支援員のスキルアップを図り、すべての支援員が被害者を中心とした支援を行うことができるよう継続的に研修を実施する。 ・支援員が、他機関主催の関連研修に積極的に参加し知識技術の向上を図るよう促す。 <p>(2) 専門研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者への対応について知識理解を深め、より連携を強化するため、各専門職向けの専門研修を開催する。
3 広報、啓発事業	年間を通して	<p>(1) 県民向け公開講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの県民に性暴力被害の実態及び支援の必要性等について啓発するとともに、「性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）」について周知する機会とする。 <p>(2) 学習会・出前講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県教育委員会人権教育課と協働し「人権学習講師派遣事業」と

		<p>して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等へ講師を派遣し、児童生徒、教職員及び保護者に対する「性の権利を守る学習会」を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、職場等における研修の機会等において講師を派遣し、出前講座を実施する。 <p>(3) ホームページ・リーフレット等による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、SNS、リーフレット、カード、パンフレット、ポスター、ステッカー等を活用して「性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）」の周知を図る。
--	--	---

2 運 営

○協議会の管理

内 容	概 要
協議会の管理等	協議会の開催のほか連絡調整など運営・庶務等管理業務を実施する。